

## 資格外活動許可

### ○資格外活動の許可を得たいとき

現在有している在留資格に属さない収入を伴う活動をするときは、所轄の出入国在留管理局に申請して許可を受けることが必要です。

例：留学生がアルバイトするときなど

### ○必要書類

それぞれの在留資格と在留状況により、提出書類が異なります。

問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎)

078-391-6377